

ケアマネジャーの各種研修受講費用の一部支給についてお知らせ

一定の支給要件を満たす方が、ハローワークへ教育訓練給付金を申請のうえ、以下の研修を受講した場合、費用の一部が国から支給されます。

最大 **50%** が支給されます

費用の例（支給額を除いた実質負担額）※ケアマネ業務に従事する場合

○介護支援専門員更新 研修 初回更新※ （課程Ⅰ及び課程Ⅱ）	受講料・教材費 計 53,680円	> 26,840円
○主任介護支援専門員 研修	受講料・教材費 計 42,400円	> 21,200円
○主任介護支援専門員 更新研修	受講料・教材費 計 35,400円	> 17,700円

※課程Ⅰのみ、課程Ⅱのみの受講は支給対象外です。

⚠ 教育訓練給付金支給申請についての注意事項

- ・上記研修を受講する前にお近くのハローワークで、訓練前キャリアコンサルティングを受け、**ジョブカード**を作成すること。
- ・ジョブカードを作成し、上記研修を受講する**2週間前**までに、お近くのハローワークで必要書類を提出すること。

詳しくは、一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会
HPをご確認ください（TEL：095-893-6152）



給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付を受けたことがない

その他の支援策として、
主に離職中の方を対象とした
求職者支援訓練などがあります

※求職者支援訓練は、離職してから1年以内で、教育訓練給付の受給に必要な雇用保険の加入期間が不足している方も対象です。
詳しくはハローワークにご相談ください。

はい

いいえ

雇用保険の加入期間が
1年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

次のいずれにも該当すること

- ・ 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある
- ・ 前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している

はい

いいえ

はい

いいえ

教育訓練給付が受けられます

教育訓練給付が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると
教育訓練給付が受けられません

⇒ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き

訓練前キャリアコンサルティング

どのハローワーク、キャリア形成・リスキリング支援センターでも受けることができます

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワーク※で行います

講座の受講・修了

支給申請

次のいずれかの日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います※

- 専門実践教育訓練・・・受講開始日から6か月ごとの期間の末日又は修了日
- 特定一般 ● 一般教育訓練・・・修了日

